

吉田隼人後援会 規約

(名称)

第1条 この会、吉田隼人後援会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県桜井市桜井 196-5 JaM 内に置く。

(目的)

第3条 本会は、桜井市在住のプロロードレーサー吉田隼人君(以下「吉田選手」という)への物心両面での支援と、ロードレースを始めとする自転車競技の理解、振興を目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

1. 吉田選手が東京オリンピックの代表となれるように応援する。
2. 吉田選手が東京オリンピックで入賞できるように応援する。
3. 前項の2事業を実現するために、海外遠征費ならびに強化日の支援を行う。
4. 吉田選手のイベントを開催する。
5. 自転車を通した地域貢献活動を行う。

(会員)

第5条

① この会員は、次の3種類とする。

(1) 個人会員 一口 入会金 3,000 円 年会費 3,000 円

(2) 法人・団体会員 一口 入会金 10,000 円 年会費 10,000 円

ただし、入会年度は、年会費を免除する。

- ② 会員になろうとする個人または法人・団体は、入会申込書に必要事項を記入の上、年会費を納入する。
- ③ 回避は、退会届を提出することで、大会することができる。ただし、すでに納入した回避は返還しない。
- ④ 回避とは別に、広告費用などとして協賛金を受領することができる。

(会計)

第6条

1. 本会の活動を円滑に進めるために、専門の口座を設ける。
2. 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。
3. 本会の決算は、役員会へ提出するものとする。

(役員)

第7条

① 本会に役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局 若干名
- (6) 会計 1名

② 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

③ 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

④ 役員の選出は、役員会において決定する。

(顧問)

第8条

本会に顧問を置くことができる。顧問の選任は役員会にて決定する。

(解任)

第9条

役員及び顧問が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- 1. 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- 2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員会)

第10条

① 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催する

② 役員会では以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画案
- (2) 予算
- (3) 役員改正案
- (4) その他、本会の運営に関する事項

③ 役員の議決案は、出席者の過半数をもって決定する。

附則

この会則は、平成29年12月25日から執行する。